

議案第 11 号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「第37条」の次に「及び第38条の2」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第20条中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「第37条」の次に「及び第38条の2」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第28条中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第37条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第1項中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第2項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第3項中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第38条の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第38条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第18条の基礎賦課額の被保険者均等割額の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（次項に掲げる場合を除く。）。

2 当該年度において、第37条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る

当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第37条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第20条、第28条、第37条及び第38条の2の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額及び未就学児に係る被保険者均等割額等に関する規定を整備しようとするものである。

## 参考資料

### 野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

#### ○ 野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）

改 正 案	現 行
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第37条及び第38条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第43条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第20条 第13条又は第16条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第37条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第43条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第20条 第13条又は第16条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課</p>

額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第36条及び第37条において同じ。)は、650,000円を超えることができない。  
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第37条及び第38条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第43条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第28条 第22条又は第25条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第22条の後期高齢者支援金等賦課額と第25条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第36条及び第37条において同じ。)は、200,000円を超えることができない。  
(低所得者の保険料の減額)

第37条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

(1)～(3) (略)

2 前項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに

額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第36条及び第37条において同じ。)は、630,000円を超えることができない。  
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第37条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第43条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第28条 第22条又は第25条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第22条の後期高齢者支援金等賦課額と第25条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第36条及び第37条において同じ。)は、190,000円を超えることができない。  
(保険料の減額)

第37条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)とする。

(1)～(3) (略)

2 前項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに

係る部分を除く。)の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 16 条」とあるのは「第 22 条又は第 25 条」と、「650,000 円」とあるのは「200,000 円」と読み替えるものとする。

- 3 第 1 項(第 1 号イ、第 2 号イ及び第 3 号イに係る部分を除く。)の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条又は第 16 条」とあるのは「第 30 条」と、「650,000 円」とあるのは「170,000 円」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 38 条の 2 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 15 条又は第 18 条の基礎賦課額の被保険者均等割額の保険料額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額とする(次項に掲げる場合を除く。)

- 2 当該年度において、第 37 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 15 条又は第 18 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第 37 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額とする。

- 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条」とあるのは「第 24 条又は第 27 条」と読み替えるものとする。

係る部分を除く。)の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 16 条」とあるのは「第 22 条又は第 25 条」と、「630,000 円」とあるのは「190,000 円」と読み替えるものとする。

- 3 第 1 項(第 1 号イ、第 2 号イ及び第 3 号イに係る部分を除く。)の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条又は第 16 条」とあるのは「第 30 条」と、「630,000 円」とあるのは「170,000 円」と読み替えるものとする。